

## 敦賀市地域振興プロジェクト補助金審査委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付要綱（令和8年4月23日制定、以下「補助金要綱」という。）第6条第1項に規定する指定申請の審査を行うことを目的として設置される、敦賀市地域振興プロジェクト補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定申請書等の審査に関すること。
- (2) その他、審査に関して必要と認めるもの。

### (組織)

第3条 審査委員会の構成は次のとおりとし、市長が任命する。

- (1) 委員長
  - (2) 副委員長
  - (3) 委 員
- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
  - 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (審査委員会)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 審査委員会は、必要があると認めるときは、補助金交付指定の申請者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 審査委員会の庶務は、敦賀市まちづくり観光部まちづくり推進課において行う。

### (守秘義務)

第6条 委員は、審査委員会において知り得た事業者の情報等の秘密を、一切漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。